

福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書等について

- 福岡空港滑走路増設事業は、2,500mの滑走路の新設等を行うものであり、環境影響評価法第2条第4項に基づく対象事業に該当いたします。
- このたび、事業者である国土交通省九州地方整備局及び大阪航空局は、環境影響評価法の規定に基づき、「福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書^(注1)」をとりまとめ、同方法書及び要約書を平成24年10月9日付で関係自治体に送付^(注2)いたしました。
- 今後は、「福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書」について、環境影響評価法第7条及び第7条の2の規定に基づき縦覧及び説明会の開催についての公告を行い、同方法書の縦覧及び説明会を開催する予定です。
- ・公告（官報） 10月15日予定
 - ・縦覧 10月15日から11月14日を予定

詳しくは、10月15日掲載予定の官報公告またはホームページ^(注3)をご覧ください。
(ホームページでは10月15日から閲覧可能です。)

《対象事業の概要》

- ・対象事業の種類 : 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
- ・対象事業実施区域の位置 : 福岡県福岡市博多区
- ・対象事業の規模 : 新設する滑走路の長さ 2,500m

(注) 1. 環境影響評価方法書とは、これから実施しようとする環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示したものです。

2. 方法書等の送付先 : 福岡県、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、志免町、粕屋町

3. 福岡空港プロジェクトホームページ : <http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/fap/>

【問い合わせ先】

九州地方整備局 港湾空港部 福岡空港PT（プロジェクトチーム）
担当：森住、中嶋
直通：092-418-3374

大阪航空局 空港部 空港企画調整課
担当：上小牧、吉野
直通：06-6949-6469